

第3章 施策の基本方針

第3章 施策の基本方針

1 基本理念

ひとり親家庭等が社会を構成する様々な家族形態のひとつとして、その親と子どもの人権が尊重され、それぞれの自力を発揮して経済的に自立することで生活を安定、向上させ、子どもをもつ親としての自信と責任をもって子どもを育てることの楽しさや喜びを感じることができるような社会の実現を図ります。

2 基本目標

将来にわたりひとり親家庭等が自立し、安定した生活を送ることができるよう就業支援に重点をおいた支援を展開します。また、これと併せてひとり親家庭等が子育てや家事と仕事を両立するうえで直面する困難を解消し、自立への意欲や希望を持続けるために、子育てや生活面での様々な福祉サービスを提供できるよう、市における関係部署や関係機関との連携を強化し、種々のサービスを組み合わせた総合的な支援を推進します。このため、次の5つの基本目標を設定し、各自立支援施策について総合的かつ計画的に推進します。

(1) 就業支援の推進

ひとり親家庭等がより良い雇用条件で就業することで安定した収入を得ることにより、自立した生活を送ることができるよう就業支援策を推進します。

また、就職活動が円滑に進むよう、ハローワークなどの関係機関との連携を促進、強化し、就職情報の提供や雇用の促進など就業面での支援体制を整備します。

(2) 子育てや生活支援の推進

ひとり親家庭等が、安心して子育てや家事と仕事を両立ができるよう、多様なニーズに対応した子育て支援サービスや、自立支援に関する福祉サービスの充実を図ります。

(3) 相談・情報提供体制の充実

ひとり親家庭等の子育てや仕事などに対する様々な悩みや困難事に関する相談に対応するため、相談支援体制の充実を図り、ひとり親家庭等が安心して日常生活を送ることができるよう支援します。

(4) 養育費確保及び面会交流の取り決めの支援の推進

ひとり親家庭等の児童等に対する養育費は生計を支えるうえで重要であり、また面会交流は基本的には子どもの立場からその実施が望ましいことから、養育費の確保や面会交流の取り決めに関する支援体制の充実を図るとともに、養育費や面会交流に関する認識を高める普及啓発を推進します。

(5) 経済的支援の推進

ひとり親家庭等にとって重要な経済的な支えとなっている児童扶養手当を始めとする各種手当や貸付・助成などの制度に関する情報提供や制度の有効活用を促進するなどひとり親家庭等の経済的自立を図るための支援体制を充実します。

3 施策の体系

基 本 理 念



基 本 目 標

1. 就業支援の推進

- (1) より良い就業に向けた能力開発等への支援
- (2) 就業機会創出のための支援
- (3) 母子家庭の母等の雇用促進のための啓発、情報提供
- (4) 母子・父子福祉団体、N P O 等に対する支援

2. 子育てや生活支援の推進

- (1) 保育サービスの充実
- (2) 多様な子育て支援の充実
- (3) 学童保育室の優先的利用の推進
- (4) 住宅確保に向けた支援の推進

3. 相談・情報提供体制の充実

- (1) 母子・父子自立支援員による相談支援の推進
- (2) 地域における相談体制の充実
- (3) 専門相談機関との連携の強化
- (4) 子育て等に関する情報提供の充実
- (5) 子どもの貧困対策に関する連携の強化

4. 養育費確保及び面会交流の取り決めの支援の推進

- (1) 広報・啓発活動の推進
- (2) 相談体制の確立
- (3) 情報提供活動の推進

5. 経済的支援の推進

- (1) 母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度に関する情報提供及び適正な貸付
- (2) 児童扶養手当に関する情報提供及び給付
- (3) ひとり親家庭医療費助成制度に関する情報提供及び医療費助成
- (4) 保育料の優遇措置に関する情報提供及び軽減
- (5) J R 通勤定期乗車券割引に関する情報提供及び証明書交付